

虐待防止のための指針

医療法人社団 明生会
イムス札幌消化器中央総合病院
居宅介護支援事業所
訪問リハビリテーション
イムス札幌訪問看護ステーション

イムス札幌消化器中央総合病院 居宅介護支援事業所および訪問リハビリテーション、イムス札幌訪問看護ステーション(以下「当在宅部門」)では、指定居宅介護支援または指定居宅サービス等に関する人員、設備・運営に関する厚生省令第 38 号第 27 条の 2 または第 37 号第 37 条の 2 に基づく虐待防止のための指針を、以下のとおり定める。

1.基本方針

当在宅部門では、厚生省令第 38 号第 27 条の 2 または第 37 号第 37 条の 2 に基づき利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために本指針を定める。職員は、虐待の防止をするための組織体制、取組み内容等を認識し、本指針を遵守する。

2.虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対し、次のいずれかに該当する行為を示す。

(1)身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じる、若しくは生じる恐れがある行為を加えること。または、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(殴る、蹴る、首を絞める、部屋に閉じ込める、屋外に閉め出す、熱湯をかける・飲ませる、食事を与えない、紐で縛る、)

(2)性的虐待

利用者にわいせつな行為をする、またはわいせつな行為をさせること。(性交、性的暴力、性的行為の強要、故意に裸の写真や映像を撮影するなど)

(3)心理的虐待

利用者に対し著しい暴言・心理的外傷を与える言動、または著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動・行動を行うこと。(言葉による脅迫、自尊心を傷つける言動・対応をするなど)

(4)経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること。または、利用者から不当に財産上の利益を得ること。(利用者の同意を得ない年金・貯金等を流用するなど不当な処分など)

(5)ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、同居人などによる虐待行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(病気の看護を怠る、自己決定したものとし

て放置する、失禁していても衣類を交換しない、栄養不良のまま放置するなど)

3.虐待防止委員会の設置

指定居宅介護支援または指定居宅サービス等の事業人員、設備および運営に関する各厚生省令に基づき虐待防止のための対策を検討することを目的に、次のとおり虐待防止委員会(以下「委員会」)を設置する。また、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる。

- (1)委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。
- (2)委員会の委員長は、当在宅部門の居宅介護支援事業所の管理者が務める。
- (3)委員会の委員は、委員長が法人内の在宅部門(居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション部門、訪問看護ステーション)より最低 3 名以上選出する。なお、外部有識者としてイムス札幌消化器中央総合病院の三役(院長、看護部長、事務長)を必要に応じて招集する。
- (4)委員会は委員長の招集により、年間計画に基づき1年に1回以上の定期的で開催し、そのほか必要に応じて随時開催する。
- (5)委員会における検討事項(所掌事項)

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定する。

- ① 虐待防止委員会の組織に関すること
- ② 虐待防止のための指針の整備および見直しに関すること
- ③ 虐待防止のための職員研修の内容および企画・運営に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 上記⑥における再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること
- ⑧ そのほか人権侵害、虐待防止に関すること

- (6)委員会の活動報告は、委員会開催月の月末までに各部門ミーティング時に周知する。

4.虐待防止のための職員研修

虐待の防止・早期発見、および発生時の速やかな非虐待者保護を行うために、以下のとおり実施する。

- (1)定期的な職員研修(年1回以上)を実施する
- (2)新規雇用時には、新人職員研修のカリキュラム内にて虐待等防止をはかるための研修を実施する
- (3)研修内容

研修内容は、以下の項目を基本とし詳細は委員会により定める。研修実施内容は都度記録し保管する。

- ① 虐待等防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- ② 本指針および「虐待防止対策マニュアル」の内容に基づく取組方法
- ③ 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
- ④ 委員会の活動内容および委員会における決定事項

5.虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1)事業所内での報告および対応

虐待等の被害を受けたと思われる利用者を発見、および虐待が発生した場合には速やかに委員会へ報告する。報告の方法・様式等は問わず、匿名でも行えることとする。報告を受けた委員は、法人内在宅部門内共通の様式を使用した記録を作成し委員長へ報告する。

報告を受けた委員長は、下記の対応または指示を適時適切に実施する。

- ① 当該利用者の心身の状況確認・安全確保
- ② 市区町村等への通報有無の確認、および必要と思われる場合の通報
- ③ 同法人内のイムス札幌消化器中央総合病院 3 役、家族等への報告
- ④ 関係職員等への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- ⑤ 当該利用者に関して委員会の臨時開催
- ⑥ 事後対応および再発防止対策の周知
- ⑦ 関係者等への報告
- ⑧ 必要に応じた懲罰委員会への報告

(2)市区町村への通報

虐待等の被害を受けたと思われる利用者を発見した場合、高齢者虐待防止法の規定に基づき、速やかに各担当地域の地域包括支援センターまたは区役所の窓口へ連絡する。養護者による虐待である場合にも同様の対応とする。なお、行政機関等からの調査・指導・処分等については、法令に従い適切に対応する。

通報・相談窓口：区役所保健福祉課

区役所	所在地	電話番号
中央区役所 保健福祉課保健支援係	〒060-8612 札幌市中央区南 3 条西 11 丁目 ※令和 4 年 1 月 11 日以降は下記仮 庁舎へ移転 【仮庁舎】 〒060-8612 札幌市中央区大通西 2 丁目 9	011-205-3305 ※仮庁舎へ移転後も 変更なし

北区役所 保健福祉課保健支援係	〒001-8612 札幌市北区北 24 条西 6 丁目	011-757-2465
東区役所 保健福祉課保健支援係	〒065-8612 札幌市東区北 11 条東 7 丁目	011-741-2465
白石区役所 保健福祉課保健支援係	〒003-8612 札幌市白石区南郷通 1 丁目南	011-861-2450
厚別区役所 保健福祉課保健支援係	〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	011-895-2489
豊平区役所 保健福祉課保健支援係	〒062-8612 札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目	011-822-2461
清田区役所 保健福祉課保健支援係	〒004-8613 札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目	011-889-2042
南区役所 保健福祉課保健支援係	〒005-8612 札幌市南区真駒内幸町 2 丁目	011-582-4746
西区役所 保健福祉課保健支援係	〒063-8612 札幌市西区琴似 2 条 7 丁目	011-641-6946
手稲区役所 保健福祉課保健支援係	〒006-8612 札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目	011-681-2497

地域の相談窓口：地域包括支援センター

(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談窓口

相談窓口：札幌市役所介護保険課(事業指導担当) 011-211-2972

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針 5.(1)および(2)(3)に準ずる。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点から、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者やその家族等へ説明を行うとともに、求めに応じて各担当区役所および各区社会福祉協議会等の窓口を紹介する。なお、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接各区役所等へ連絡する。

8.虐待等に係る苦情

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す当在宅部門の各々において包括的に設置する苦情対応窓口にて受け付ける。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関する内容が含まれている場合は、苦情対応責任者を通じて委員会に報告する。

9.利用者等に対する当指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族(身元引受人)、後見人等の関係者および当ステーション職員ならびにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう施設内に掲示するとともに当在宅部門ウェブサイトに掲載する。

10.本指針の改廃

本指針の改廃の要否および改定する場合の改訂作業は、委員会により実施する。

11.附則

2024年4月1日施行